

国民健康保険からのお知らせ

特定健康診査を開始します！

心筋梗塞や脳卒中など、血管が動脈硬化を起こす病気は、ほとんどの場合「血管を痛める原因」を持ったまま長年過ごすことにより徐々に進行して発症します。自覚症状はほとんどの場合ありません。

健康と思っている方も、毎日忙しい方も、治療中の方も、一年に一度、特定健康診査を受けて生活習慣病を見直すきっかけを作りましょう。

受診率が、皆様の国民健康保険税に影響します！

特定健診の受診率が低いと、町に国からのペナルティーが課せられ、桂川町国民健康保険制度の財政運営に影響し、ひいては今後の皆様の国民健康保険税に大きく影響します。

国が町に定めた受診率は65%ですが、桂川町では受診率が40%不足です。

お一人お一人が受診することが大切になります。

【特定健診の対象者】 次の①、②のいずれも満たす方が対象です。

- ① 昭和13年4月1日から昭和48年3月31日生まれの方（平成24年度中に40歳～74歳に達する方）
- ② 国民健康保険の資格を有する方

※ただし、妊産婦の方、医療機関に半年以上入院している方、介護保険施設等に入所中の方など一部受診の必要のない方もあります。

対象者には、5月下旬に「特定健康診査受診券」を送付いたします。
(平成24年度中に75歳になる方で、受診を希望される方は、お問い合わせください。)

【特定健診の実施期間及び受診場所】 個別健診又は集団健診のどちらか一方のみ受診

＜個別健診＞ 実施期間：6月1日～8月31日（ただし、日曜・祝日を除く）

受診場所：桂川町・飯塚市・嘉麻市の飯塚医師会に所属する医療機関

（受診できる医療機関については、受診券と同封の医療機関一覧でご確認ください。）

＜集団健診＞ 実施日：9月4日（火）、10月21日（日）、11月21日（水）の3日間

受診場所：桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」

（事前申込が必要です。受付期間等は、「広報けいせん」等でお知らせします。）

【特定健康診査の受診料】 桂川町国民健康保険特定健康診査の費用の一部は、自己負担となります。

○住民税課税の方：500円 ○住民税非課税の方：無料

（受診料については、送付される「特定健康診査受診券」に記載されています。）